

監 査 結 果 の 公 表

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和6年9月27日

魚沼市監査委員 星野武男

魚沼市監査委員 佐藤敏雄

魚 監 第 3 1 号
令和6年9月27日

魚沼市長 内田 幹夫 様

魚沼市監査委員 星 野 武 男

魚沼市監査委員 佐 藤 敏 雄

令和6年度定期監査の結果報告について（提出）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので提出します。

記

1 監査の対象

農業委員会事務局及び会計課における令和5年度の財務に関する事務の執行

2 監査の期間

令和6年8月26日から令和6年9月27日

3 監査の目的

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に定めるところにより適正に処理されているか、また事務の執行が効率的、合理的に行われているかについて、監査を実施した。

4 監査の方法

農業委員会事務局及び会計課における事務について資料の提出を求め、同資料に基づき、関係諸帳票の審査を行うとともに、関係者の説明を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていると認めた。